

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会

血液製剤使用適正化方策調査研究事業（特別課題）に関する委員会運営規程

（目的）

第1条 本研究は、昨今の災害発生リスクを踏まえ、各地域の実情に合わせた独自のマニュアルを整備することにより、災害発生時等の緊急時においても血液製剤を円滑に供給できる体制を構築することを目的とする。

（業務）

第2条 合同輸血療法委員会から提出された課題の概要等を評価した上で、提案書技術審査委員会において適切な合同輸血療法委員会を選定する。

2 事業実績報告書、選出された合同輸血療法委員会で実施した調査研究の研究報告書および本委員会が調査研究の結果をまとめた報告書を医薬局血液対策課に提出する。

（構成）

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

2 提案書技術審査委員会の委員は外部の者及び医薬局血液対策課に所属する者を含めて構成する。総合評価方法は細則で規定する。

（審議）

第4条 提案書技術審査委員会は新規提案書の申請申し込み期間が終了後に原則として集会にて開催され選定を行う。

2 時間的・環境的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。

（附則）

第5条 本委員会運営規程は令和8年5月 22 日から施行する。

一般社団法人 日本輸血・細胞治療学会

血液製剤使用適正化方策調査研究事業（特別課題）に関する委員会細則

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係わる企画書等評価基準

1 選考基準

血液製剤使用適正化方策調査研究事業（特別課題）に応募された研究課題は下記基準により評価し、上位最大6課題程度を選定する。

2 評価方法

- (1) 各申請につき、総合的に勘案すべき事項に配慮しながら、専門的・学術的観点からの評価及び行政的観点からの評価を行う。
- (2) 評価は、5段階の評価段階を設定し、評点を付けることにより行う。
- (3) 評価事項として、以下の事項の評価を行う。

①血液製剤適正使用推進体制

代表者及び参加医療施設、都道府県担当者、日赤血液センター等の委員会の
枠組み、運営の効率性

②研究計画

研究の背景、研究目的、研究計画・方法、期待される効果、実現可能性

- (4) 評価は、申請された書類等を評価委員に送付したうえで、別添の評価票に沿って評点を付けることにより行うこととする。
- (5) 採択課題は、全申請課題の評価をまとめた後、「血液製剤使用適正化方策調査

研究事業（特別課題）に関する委員会運営規程」の第 4 条に基づく審議により選定される。

- (6) 選定に際しての議事録及び選定された採択課題について、厚生労働省に報告する。